

【 投 薬 】

８００ ビタミン剤【内服薬・注射薬】（妊娠悪阻）の算定について

《令和８年３月３１日》

○ 取扱い

妊娠悪阻に対するビタミン剤【内服薬・注射薬】の算定は、原則として認められる。

ただし、ビタミンB₁₂製剤及びビタミンB₁₂を含む配合剤については、個別の品目ごとの判断とする。

○ 取扱いを作成した根拠等

妊娠悪阻では、妊婦に出現した吐気、嘔吐、食欲不振等の重症化により、脱水や栄養代謝障害が生じる。治療には入院により経口摂取を中止し、カロリー輸液、チアミン、マルチビタミンおよび電解質等を投与する。ビタミン剤の注射は、ビタミンを経口摂取できるようになるまで継続する必要がある。

以上のことから、妊娠悪阻に対するビタミン剤【内服薬・注射薬】の算定は、原則として認められると判断した。

ただし、ビタミンB₁₂製剤及びビタミンB₁₂を含む配合剤については、添付文書の効能効果欄に「ビタミンB₁₂の需要が増大し、食事からの摂取が不十分な際の補給（消耗性疾患、妊産婦、授乳婦等）」と記載されていない医薬品もあることから、個別の品目ごとに医学的判断とする。